

老施協
ViSiON 2035

老施協

J S - W e e k l y

no. 973

発行 令和7年4月18日

編集 公益社団法人
全国老人福祉施設
協議会

今週のトピックス

緊急「介護現場における賃上げ・物価高騰・離職等の状況調査」にご協力を！ > P.2

介護現場の更なる賃上げと物価高に対応する早期の支援策の拡充を申入れ 地域の介護と福祉を考える参議院議員の会（末松信介会長） > P.3

「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しPT」（第5回）が開催される > P.4

第246回 社保審・介護給付費分科会が開催される > P.5

「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」を開催 > P.6

令和7年度 介護事業実態調査（経営概況調査）を5月に実施へ > P.7

福祉・介護分野で退職自衛官の活用を促進—人材確保と再就職支援で省庁連携 > P.8

ケアプランデータ連携システムの無料導入キャンペーン開始へ > P.9

物価高騰対応で福祉施設向け優遇融資を拡充—無利子・無担保も可能に > P.10

< 国の一週間 >

国会 政府	1/24~	国会（常会）
	4/15	参議院 厚生労働委員会（第九回）
厚生労働省	4/14	第246回社会保障審議会介護給付費分科会（Web会議）
	4/14	第1回有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会
	4/14	「第4回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」
	4/14	第106回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和7年度第1回薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web会議）
	4/17	第23回新型インフルエンザ対策に関する小委員会

< 老施協の一週間 >

全国 老施協	4/21	第1回ロボットICT・推進委員会
	4/23	第1回特別養護老人ホーム部会
	4/24	第1回広報委員会

ご意見・ご要望は
コチラまで

全国老施協

緊急「介護現場における賃上げ・物価高騰・離職等の状況調査」にご協力を！

全国老施協は、4月10日より「介護現場における物価高騰・賃上げ等の状況調査」を開始した。

昨今の物価高騰等の影響により介護事業所等の経営は厳しさを増し、処遇改善に対するさらなる支援が必要であるとともに、介護事業所等の継続的な運営を実現させるための財源確保は必須である。

そこで、全国老施協をはじめ介護関係の全国団体（9団体）において、昨年と同様に共通の調査票を用いて、現時点での賃上げ・物価高騰の影響、離職の状況等を調査し、本調査結果をエビデンスとして介護現場の窮状を国へ要望していくこととしている。

本会会員施設におかれては、令和7年4月24日（木）12時（正午）までに本調査への回答方ご協力をお願いしたい。

調査概要は以下のとおり。

○調査期間

令和7年4月10日（木）～4月24日（木）正午

※今後、介護関係9団体とともに要望活動を行うため、調査期間の延長はない。

○調査対象

本会会員の特別養護老人ホーム、デイサービス、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス

※9団体が共通の調査フォーマットで実施するため、重複して依頼があった場合でも各事業所1回の回答とする。

○調査方法

調査票（Excelファイル）を用いたメール調査

※調査票は下記の参考資料リンクからダウンロード可能。

○調査実施団体 ※順不同

公益社団法人全国老人保健施設協会、公益社団法人全国老人福祉施設協議会、公益社団法人日本認知症グループホーム協会、一般社団法人日本慢性期医療協会、一般社団法人全国介護事業者連盟、高齢者住まい事業者団体連合会、一般社団法人『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会、一般社団法人日本在宅介護協会、全国社会福祉法人経営者協議会

○問合せ先

全国老人福祉施設協議会事務局（担当：松岡、佐々木、吉沢、高橋）

Tel：03-5211-7700 / mail：js.03@roushikyo.or.jp

（参考資料：<https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-menu-1-2&category=19325&key=21767&type=content&subkey=584211>）



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

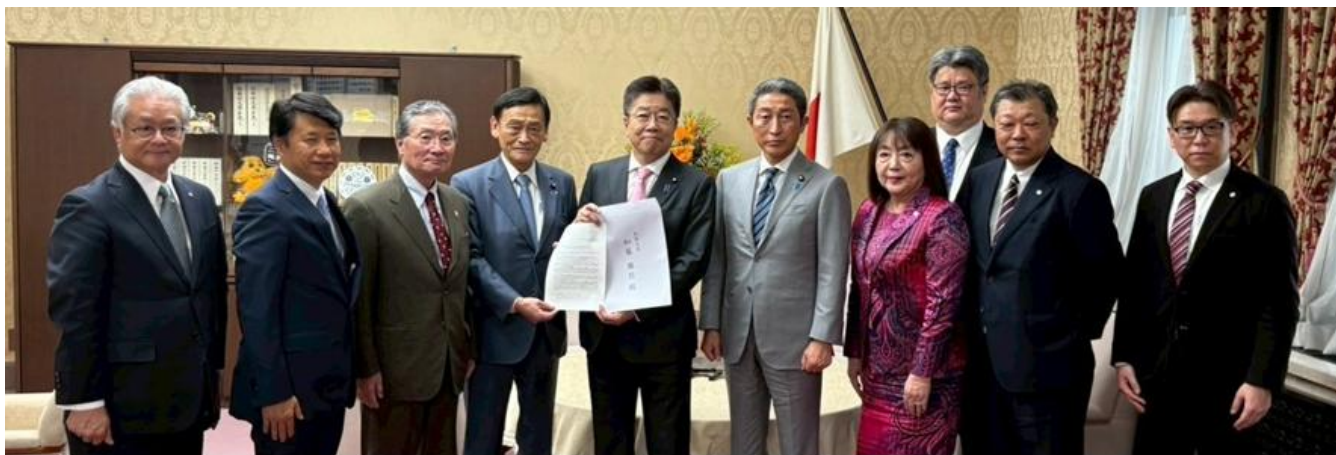
 老施協.com



全国老施協

介護現場の更なる賃上げと物価高に対応する早期の支援策の拡充を申入れ 地域の介護と福祉を考える参議院議員の会（末松信介会長）

地域の介護と福祉を考える参議院議員の会（末松信介会長）は、「介護分野における更なる賃上げと物価高への対策を可能とする特段の措置の実現について」を取りまとめ、加藤勝信財務大臣、福岡資麿厚生労働大臣、小野寺五典自民党・政務調査会長に対して介護関係団体と共に申入れを行った。



今回の申入れは、全国老施協など介護関係5団体（※）が4月9日に行った当該議員連盟への要望を受けて行われたもので、当該議員連盟は「令和9年度の介護報酬改定を待つことなく、介護分野における更なる賃上げと物価高への対応策を可能とする特段の措置が実現されるよう、政府・与党において検討をすすめていただきたい」として介護現場への早期の支援策の拡充を求めている。

同席した全国老施協の大山会長（田中副会長）は、期中の改定によって「食費・基準費用額の引き上げ」と「介護報酬及び基準費用額を物価・賃金スライドで改定する仕組みの導入」を実現するよう、要職にある国会議員の方々に繰り返し訴えた。

※公益社団法人全国老人福祉施設協議会、全国老人保健施設連盟、全国介護事業者政治連盟、一般社団法人全国介護事業者協議会、一般社団法人介護人材政策研究会



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

老施協.com



自由民主党

「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しPT」（第5回）が開催される

▶ 養護老人ホームと軽費・ケアハウスに関するヒアリングを実施

自由民主党は令和7年4月18日、政務調査会の新しい資本主義実行本部に立ち上げた「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しPT（小泉進次郎座長）」の第5回を開催した。当該PTは、既存の公的制度に係る単価の状況などの点検を目的としたプロジェクトチームで、これまで4回の会合から各種業界団体等へヒアリングを実施しており、この日は養護老人ホームと軽費・ケアハウスなどに関するヒアリングが行われた。



養護老人ホームと軽費・ケアハウスについては、上月良祐PT事務局長（参議院議員）が「養護・軽費老人ホームの危機的状況」として、それぞれの施設の概要と問題点、単価の改定状況、賃金格差等の現状を説明した。その後、多くの出席議員より単価改定の重要性が指摘された。

全国老施協（会長：大山知子）からは利光弘文養護老人ホーム部会長と中川勝喜軽費老人ホーム・ケアハウス部会長が同席した。両部会長は、地方自治体による単価改正や建替え・大規模修繕への補助金、地方交付税の正しい理解と周知のほか、最終的には一般財源から特定財源に戻すことを強く要請した。

当該PTでは今後、論点を提示したうえでさらなる検討を進めるとしている。



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

老施協.com



厚生労働省

第246回 社保審・介護給付費分科会が開催される

▶小泉副会長、義務化された3要件を満たす協力医療機関との連携体制構築に向けて、実効性ある取組のための具体的な支援を要請

厚生労働省は4月14日、社会保障審議会第246回介護給付費分科会を開催した。今回は、令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和6年度調査）の結果として、次の4つの各調査の結果概要（案）が示された。

- (1) 高齢者施設等と医療機関の連携体制等にかかる調査研究事業
- (2) 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業
- (3) リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組に関する調査研究事業
- (4) 地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業

全国老施協から委員として参加した小泉立志副会長は、調査結果の報告を受けて以下の要請した。義務化された3要件を満たす協力医療機関を既に定めている施設は、特養56.6%、養護老人ホーム45.7%に過ぎず、まだ定めていない施設のうち、特養31.6%、養護老人ホーム44.1%が「まだ検討を行っていない」と回答していること、「（医療機関から）休日・夜間の対応は困難であるため、提携を断られた」、「どこに相談すればよいか分からない」といった回答も一定数報告されていることを指摘し、実効性のある取組のための具体的な支援策の検討が必要だと訴えた。

具体的な支援については、まずは2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関する中間とりまとめにおいて「連携が進んでいない地域については、都道府県が行う地域医療構想調整会議の場を活用して、高齢者施設等の協力医療機関としての役割を担う医療機関を調整するなど、検討することが重要」とされたことを評価した上で、医療と介護の連携を推進するにあたって、二つの課題への対策が必要だとして更なる支援を要請している。

一 地域差・医療資源の偏在

都市部と中山間地域・離島等では、医療機関の数や対応可能な体制に大きな差があることから、制度上の要件を一律に課すことは地域によっては大きな負担になる可能性がある。解釈通知では、協力医療機関の対象として、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、地域包括ケア病棟（200床未満）を持つ医療機関、在宅療養後方支援病院などをあげているが、上記以外の病院を協力医療機関として定めている割合が高いとする調査結果も出ている。「解釈通知で示された医療機関でなければならない」と示す自治体があるとも聞いていることから、自治体の柔軟な運用を推進するため、国からのQ&A等を示してほしい。

二 ICTや地域包括ケアネットワークの活用

既存の地域包括ケア会議やICT等を活用して地域内での医療連携が可視化され、相談体制の整備を進めることで、連携先の選定がよりスムーズになる可能性がある。技術的・制度的インフラの整備に目を向けていくと共に、オンライン診療の活用なども必要である。

（参考資料：<https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-menu-1-2&category=19325&key=21769&type=content&subkey=584095>）



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

老施協.com



厚生労働省

「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」を開催

厚生労働省は4月14日、標記検討会の第1回会議を開催した。開催にあたって厚生労働省の吉田修審議官は、「過剰な介護サービスの提供、入居紹介業を巡る事業などの課題あるが、各論点について現場の実情や意見を踏まえながら望ましい制度や運用の在り方について構成員の皆様にご議論いただきたい。」と述べた。本検討会の主な議論は以下のとおり。

- (1) 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方
 - I. 有料老人ホームにおけるサービスの質の確保等
 - II. 利用者による有料老人ホームやサービスの適切な選択
 - III. 有料老人ホームの定義について
 - IV. 地域毎のニーズや実態を踏まえた介護保険事業（支援）計画の作成に向けた対応
- (2) 有料老人ホームの指導監督のあり方
- (3) 有料老人ホームにおける囲い込み対策のあり方
 - I. 住宅型有料老人ホームにおける介護サービスの提供について
 - II. 特定施設入居者生活介護について

第1回の検討会は、有料老人ホームの現状と課題・論点を踏まえて、住まいやサービスの質などの観点から各構成員の意見を聞く形で進められた。

全国老施協からオブザーバーとして参加した里村浩氏（事務局長兼常務理事）は、①住宅型有料老人ホームに福祉的な措置が必要な生活困窮者も入居されているが、本来は養護老人ホーム、軽費老人ホームが受け皿になることが適当であること。②また、2040年に向けてサービスの需要と供給を正しく把握するため、介護保険事業計画に有料老人ホームを織り込んで精緻なものとする必要があること。③入居紹介事業について、紹介業者自身が特養と有料老人ホームの区別がついていないところもあるという現場実態を伝えたうえで、特養を含む介護保険施設の違いが一般国民にわかりにくい状況について、正確な情報が得られる公的な相談窓口があるとよいと問題提起をしている。

なお、本検討会の座長は駒村康平氏（慶應義塾大学経済学部教授）が選任され、夏頃を目途に各論点が整理されることとなる。

（参考資料：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56981.html）



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

老施協.com



老施協
デジタル



厚生労働省

令和7年度 介護事業実態調査（経営概況調査）を5月に実施へ

▶報酬改定の基礎資料として活用、法人本部への一括送付制度も導入

厚生労働省は、令和7年4月15日付事務連絡「令和7年度介護事業実態調査（介護事業経営概況調査）」を発出した。

本調査は、介護サービス施設・事業所の経営状況を把握し、今後の介護報酬改定や制度見直しに向けた重要な統計資料として活用される。

■調査の概要

【調査対象】全国の介護保険サービス事業所のうち無作為抽出された施設

【調査方法】郵送またはオンライン回答（調査票は5月送付予定）

【提出期限】オンライン：7月14日（月）／郵送：7月7日（月）投函

【法的根拠】統計法第41条に基づき、提出内容は厳重に管理される

本調査では、経常収支、職員の処遇改善、利用者数の推移など、経営面の実態を把握するための質問項目が含まれており、報酬水準の妥当性検討にも直結する。

▶「令和7年度介護事業実態調査（介護事業経営概況調査）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001476662.pdf>

■「一括送付」の仕組みを導入

調査票の送付については、複数の事業所を有する法人に配慮し、法人本部に対して調査票をまとめて送付する「一括送付」制度が導入された。

届出を希望する法人は、4月30日（水）までに厚生労働省HPから届出書をダウンロード・提出する必要がある。

▶一括送付案内・届出ページ

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/78-23_shikumi.html



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

 老施協.com



 老施協
デジタル



厚生労働省

福祉・介護分野で退職自衛官の活用を促進—人材確保と再就職支援で省庁連携

▶福祉人材センターと自衛隊地方協力本部が連携強化

厚生労働省は令和7年4月8日、福祉・介護分野における退職自衛官の再就職支援に関する周知依頼を行った。

この取り組みは、昨年末に策定された「自衛官の処遇・勤務環境の改善および新たな生涯設計の確立に関する基本方針」に基づき、省庁横断的な連携により、退職自衛官の再就職機会の拡充を目的としている。

■背景と目的

福祉・介護業界では人材不足が深刻化しており、介護職員数は令和5年10月時点で約212.6万人と、前年比で約2.9万人の減少となった。

一方、自衛隊では任期制や若年定年制を採用しており、毎年多くの退職者が再就職を必要としている。

その中には、介護福祉士や介護職員初任者研修修了者など、福祉分野での資格を保有する者も一定数存在する。

こうした背景を踏まえ、福祉人材センターと自衛隊地方協力本部等が連携し、福祉・介護分野への円滑な再就職を支援することが重要とされた。

■主な連携内容（別添記載）

- ・自衛官の再就職援護業務と福祉人材センターの取り組みを共有する連絡会の実施
- ・就職フェアや職場見学会、研修会等への退職予定自衛官の参加案内
- ・自衛官向け再就職セミナーへの福祉人材センターの参加
- ・介護分野就職支援金貸付制度など活用可能な支援策の紹介
- ・予備自衛官等制度の理解促進と出頭しやすい職場環境づくりの協力依頼

福祉人材センターと防衛省との連携状況については、今後フォローアップも予定されている。



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

 老施協.com



 老施協
デジタル



厚生労働省

ケアプランデータ連携システムの無料導入キャンペーン開始へ

▶厚労省が説明会を実施、YouTubeアーカイブも公開

厚生労働省は、令和7年4月14日付事務連絡「ケアプランデータ連携システム フリーパスキャンペーンオンライン説明会 実施レポートの公開」を発出した。

■主な概要と対応

【キャンペーン概要】

ケアプランデータ連携システムを提供する国民健康保険中央会では、令和7年6月1日から令和8年5月末までの申請に限り、ライセンス料（年額21,000円）を1年間無料とする「フリーパスキャンペーン」を実施する。申請日から1年間が無料対象期間となる。

【説明会実施と反響】

3月14日に開催されたオンライン説明会には、全国から8,300名以上が視聴。参加者からは「導入を検討したい」「実際に使ってみたい」との声が多く寄せられた。

当日の様子や質疑応答は、YouTube公式チャンネルにてアーカイブ視聴可能。

▶アーカイブ動画：<https://www.youtube.com/watch?v=D-oOS0JcePM>

▶公式チャンネル：https://www.youtube.com/@careplan_channel

【支援体制の強化】

導入を検討する事業所向けに、PC操作が不慣れな人でも安心して相談できるよう、専用のヘルプデスクがサポート体制を強化。サポートサイトや電話での問い合わせにも対応している。

▶サポートサイト：<https://www.careplan-renkei-support.jp/index.html>

▶問い合わせページ：<https://www.careplan-renkei-support.jp/contact/index.html>

■説明会資料のポイント

説明会では以下の3部構成にて、制度背景と導入メリットが説明された。

- ・第1部（厚労省）：「介護現場の生産性向上」として制度的背景と補助施策の紹介
- ・第2部（中央会）：システムの機能紹介と申請手順、フリーパス概要
- ・第3部（民間事業者）：利用者・現場の視点から導入のメリットや効果を解説

説明会参加者の満足度は80%以上とされ、今後さらなる導入促進が期待されている。各事業所においても、補助制度を活用した導入の検討が求められる。

（参考資料：<https://www.mhlw.go.jp/content/001476483.pdf>）



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

老施協.com



厚生労働省

物価高騰対応で福祉施設向け優遇融資を拡充—無利子・無担保も可能に**▶福祉医療機構が4月から制度拡充、施設経営の安定支援へ**

厚生労働省は、令和7年4月8日付事務連絡「物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等に対する優遇融資の拡充について」を発出した。

独立行政法人福祉医療機構（WAM）では、令和6年12月より開始した優遇融資制度で無利子・無担保などの優遇措置を拡大した。

■融資の主な条件と内容（福祉貸付）

- ・対象：物価高騰により収支悪化している社会福祉施設・事業
- ・無担保融資限度額：500万円または直近の事業収益2カ月分を上限
- ・貸付利率：当初2年間無利子（職員の処遇改善加算取得などの要件あり）
- ・据置期間：最長1年6カ月または2年以内
- ・償還期間：最長10年

詳細な要件・必要書類・手続きについては、下記の福祉医療機構ホームページに掲載の「お知らせ」およびQ&Aを参照。

▶https://www.wam.go.jp/hp/r6_rising_prices/

■問い合わせ先

【独立行政法人福祉医療機構（WAM）】

福祉貸付：03-3438-0403



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

 老施協.com



 老施協
デジタル



告知

依頼

4/18	全国老施協	【緊急！】介護現場における 賃上げ・物価高騰・離職等の状況調査 ←NEW
3/28	全国老施協	経営戦略セミナー第三弾 開催案内
3/14	全国老施協	経営戦略セミナー第二弾 開催案内
3/14	全国老施協	経営戦略セミナー第一弾（再配信）開催案内（期間延長）
4/18	全国老施協	『感謝』候補者の推薦受付について（お願い） ←NEW
4/18	全国老施協	令和7年度介護施設における安全対策担当者養成研修 ←NEW
4/18	全国老施協	介護職イメージ向上発信 SNSリーフレット ←NEW
4/4	全国老施協	第17回介護作文・フォトコンテスト デジタル作品集 リリース 開始！
4/4	全国老施協	人材確保と多様性のある組織づくりのために 経営戦略としての 女性活躍推進研修
4/4	全国老施協	【女性応援プログラムin広島】 動画掲載を開始いたしました！！
3/28	全国老施協	軽費老人ホーム・ケアハウス経営改善推進セミナー 開催概要
3/28	全国老施協	養護老人ホーム経営改善推進セミナー 開催概要
3/21	全国老施協	「外国人介護人材受入れ制度早わかりガイド」のご案内
原則 毎週水曜	相談支援	法律相談窓口（JS リーガルサポート）
4/18	2025年日本国際博覧会協会	高齢者のための大阪・関西万博「Q」&「A」 ←NEW



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL https://www.roushikyo.or.jp

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

老施協.com



老施協
デジタル



ご協力をお願い

【緊急！】介護現場における 賃上げ・物価高騰・離職等の状況調査

本調査は、介護関係9団体が共通の調査票を用いて、現時点での賃上げ・物価高騰の影響、離職の状況等を調査し、そのエビデンスをもとに介護現場の窮状を国へ要望していくことを目的としています。

介護事業所等の継続運営に必要な財源を確保するため、何卒、本調査へのご協力をお願いいたします。

【調査概要】

○調査方法 調査票(Excelファイル)を用いたメール調査

※4月10日に調査対象の皆様へメールにて
調査票を送付しております

○調査対象 本会会員の特養、養護、軽費、デイ

○調査期間 4月10日(木)～**4月24日(木)正午まで**

○調査項目 賃上げ、物価高、離職者、事業収支等の状況

○問合せ先 全国老施協事務局

Tel:03-5211-7700

mail:js.03@roushikyo.or.jp

(参考)

- ・ 昨年も関係団体が共通の調査票を用いた調査を行いました
- ・ 8,000を超える施設に回答をいただいたことで、調査結果はより説得力があるエビデンスとして国の多くの審議会で活用されました
- ・ また、令和6年度補正予算「介護人材確保・職場環境改善等事業」806億円などの財政措置として実を結んでいます

詳細は[コチラ](#)をご参照ください。

協力医療機関と実効性のある連携体制を構築するために

解説動画：高齢者施設等と医療機関の連携強化

全国老施協・令和6年度経営戦略セミナー(第三弾)のご案内

令和6年度介護報酬改定において、高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化や協力医療機関との連携強化に向けて、各種見直しが行われました。

本動画では全国老施協が公開している「医療と介護の連携に関する様式例(対応施設の参考事例)」について、ある一般市における活用事例を交えて解説していますので、ぜひご受講いただきますようお願い申し上げます。

○セミナー概要

開催方式	オンデマンド動画配信(動画時間:約17分)
動画内容	〔目次〕 目指しているもの、令和6年度介護報酬改定の概要、医療と介護の連携の現状、協力医療機関との連携(事例)、協力医療機関との連携(契約) ※動画は3月20日時点の情報をもとに作成しています。
講師	古谷 忠之 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 参与
配信期間	令和7年3月28日(金)～6月30日(月)まで
申込方法	全国老施協ホームページからお申込願います。 ・会員の方は コチラ から(会員ログイン後、申込ページが表示されます) ・非会員の方は コチラ から ※ お申込みは令和7年6月13日(金)まで
受講対象	特養(地密含む)、特定施設(地密含む)、グループホーム、養護、軽費など協力医療機関との連携が見直された施設・居住系サービスの管理者等
受講費用	会員施設：無料 非会員施設：2,000円
問合せ先	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 (担当) 松岡・佐々木・吉沢・高橋 TEL：03-5211-7700 e-mail： js.03@roushikyo.or.jp

令和7年3月12日

生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援
解説動画：介護人材確保・職場環境改善等事業

全国老施協・令和6年度経営戦略セミナー(第二弾)のご案内

本動画でご説明する「介護人材確保・職場環境改善等事業」は、介護職員等処遇改善加算を取得する施設が対象となる、賃金の引き上げと職場環境改善の実施を目指した交付金事業です。

補助要件や使途についてこれまでの支援補助金と異なる部分もありますので、ぜひご受講いただきますようお願い申し上げます。

○セミナー概要

開催方式	オンデマンド動画配信
動画内容	事業概要とともに補助対象となる諸要件（3月10日時点）を解説します。 （動画時間:約18分） 〔目次〕 対象事業所、対象者、補助額、補助金の要件、補助対象経費（職場環境改善経費/人件費）、都道府県知事への届出
講師	小泉 立志 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 副会長 社会保障審議会 介護給付費分科会 委員
配信期間	令和7年3月12日（水）～4月30日（水）まで
申込方法	全国老施協ホームページからお申込願います。 ・会員の方は コチラ から（会員ログイン後、申込ページが表示されます） ・非会員の方は コチラ から ※ お申込みは令和7年4月18日（金）まで
受講対象	交付金の取得を考えている施設・事業所の管理者等
受講費用	会員施設：無料 非会員施設：2,000円
問合せ先	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 （担当）松岡・佐々木・吉沢・高橋 TEL：03-5211-7700 e-mail： js.03@roushikyo.or.jp

生産性向上(業務効率化)の取り組みを広げるためのスタートライン

解説動画:生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

全国老施協・令和6年度経営戦略セミナー(第一弾)の再配信のご案内

令和6年度介護報酬改定において、介護業界全体で生産性向上の取組を図るため、特養などに生産性向上推進体制加算が創設されました。

今回ご説明する「生産性向上推進体制加算(Ⅱ)」は、取組を始めた全ての施設が取得できる仕組みとなっています。全国老施協としても、取得すべき加算であり、各施設の将来に向けて継続しなければならない取組として推進しています。

詳細については下記の概要を参照いただき、加算の取得を躊躇されている施設におかれましては、ぜひご受講いただきますようお願い申し上げます。

介護職員等処遇改善加算や令和6年度補正予算事業における
生産性向上関連要件に資する内容となります。

○セミナー概要

開催方式	オンデマンド動画配信
動画内容	加算の概要と届出書を示しながら、下記の算定要件について加算取得施設の事例をもとに解説します。(動画時間:約25分) 要件1:介護機器の活用 要件2:利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 要件3:厚生労働省への実績報告 ※厚生労働省に研修資料の有効性を認めていただいています ※本動画内容は7月に配信したものと同様です。
講 師	岩井 広行 全国老施協 ロボット・ICT 推進委員会委員長
配信期間	令和6年12月17日(火)～令和7年3月31日(月)→4月30日(水)
申込方法	全国老施協ホームページからお申し込みします。 ・会員の方は コチラ からお申し込みください。(会員ログインの後、申込ページが表示されます) ・非会員の方は コチラ からお申し込みください。 ※前回公開時と動画公開方法が異なるため、再受講されたい方につきましてもお申込みをお願いします。 ※お申込みは令和7年4月18日(金)まで受付します。
受講対象	加算取得を考えている施設・事業所の管理者等
受講費用	会員施設:無料 非会員施設:2,000円
問合せ先	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 (担当) 松岡・佐々木・鈴木・吉沢・高橋 TEL:03-5211-7700 e-mail: js.03@roushikyo.or.jp

『感謝』候補者の推薦受付について(お願い)

本会では、「表彰規程」第3条第1号(イ)に基づき、毎年度、在職期間が15年以上の施設長及び常勤の職員で功績顕著な方に対し、「感謝状」をお贈りしています。

『感謝』候補者の推薦は、本会ホームページにてご登録を行っていただけます。

つきましては、令和7年度の推薦受付を**令和7年4月1日**より開始させていただきますので、会員の皆様にはご協力賜りますようお願い申し上げます。

■ ホームページから登録する場合の手順

- ① 全国老施協のホームページにアクセスし、「会員ログイン」をマウスでクリックする。

<https://www.roushikyo.or.jp/>

ログインIDとパスワードを入力し、「ログイン」をマウスでクリックする。

パスワードが不明な方は、「パスワードをお忘れの方はこちら」にて申請をお願いいたします(同封の「パスワード再設定手続きについて」をご参照ください)。

- ② 「マイページ」で、「全国老施協表彰」をマウスでクリックする。

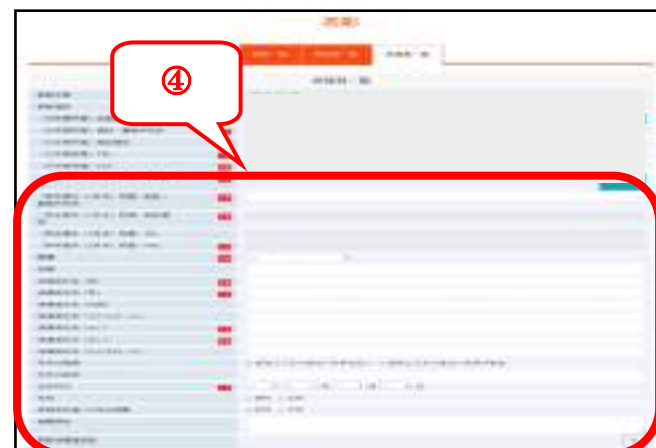
- ③ 「令和7年度 15 年表彰」にある、表彰推薦者情報登録の「推薦する」をマウスでクリックする。

- ④ 登録画面で必要な情報を入力する。

■ 推薦登録の受付期間(Web 登録)

令和7年4月1日(火)～4月30日(水)

※期間が過ぎますと、登録ができなくなります。



令和7年度



介護施設における安全対策担当者養成研修

本会では、基礎的な介護事故予防の理解を深めるとともに、施設での介護事故予防の取組を推進するにあたっての最低限必要な知識を網羅的に把握できる研修として本研修を令和3年度から継続して開催しております。

安全対策体制加算において担当者が受講することが求められている「外部の研修」に該当するものであり、介護保険施設を運営されている事業者の皆様におかれましては、積極的に受講いただき、担当者養成に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

主 催

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

開催形式

オンデマンド動画配信

申込期間

令和7年4月7日（月）～令和8年3月13日（金）

配信期間

令和7年4月21日（月）～令和8年3月31日（火）

受講費

10,000円 ※全国老施協会員施設の方は無料

受講対象

介護保険施設において安全対策担当者を担う方

申込方法

全国老施協ホームページ（URL：<http://www.roushikyo.or.jp/>）の「募集・申込」ページよりお申込ください

（※全国老施協会員の方は、必ず会員ログインのうえお申込ください）

プログラム

※Ⅰ・Ⅳのプログラムは令和6年度、Ⅱ・Ⅲのプログラムは令和3年度に撮影したものの再配信となります。

時間	内容
120分	Ⅰ.「介護事故防止に向けてのリスクマネジメント ー安全対策担当者に求められる視点とリスクヘッジのかけ方ー」 ・令和3年度介護報酬改正に伴う本研修の位置づけと意味 ・介護現場における「事故」の内容と特徴 ・事故発生時の対応 等 株式会社福祉リスクマネジメント研究所 所長 一般財団法人 烏野財団 代表理事 / びわこ学院大学 学部長 教授 一般社団法人 えんを紡ぐ会 代表理事 烏野 猛 氏
60分	Ⅱ. 介護事故の実態と対応（転倒、誤嚥事故） ・介護の現場でよく発生している事故（転倒（労災含む）、誤嚥事故等） ・利用者の致死傷に直結しうる事故をなるべく防ぐための個別の対応策 社会福祉法人新生福祉会 理事長 山中 康平 氏
60分	Ⅲ. 介護事故が発生した場合の対応や紛争予防策について ・介護事故が、予後揉める、揉めないの違い？ ・発生したときどうするか ・法的紛争をなるべく予防するには？ 宮澤潤法律事務所 弁護士/埼玉医科大学医学部非常勤講師 長野 佑紀 氏
60分	Ⅳ.「身体拘束の条件と、虐待防止の視点ーなぜ、虐待はなくなるのか?ー」 ・虐待事例のはしり ・なぜ、虐待してしまうのか ・虐待の定義 等 株式会社福祉リスクマネジメント研究所 所長 一般財団法人 烏野財団 代表理事 / びわこ学院大学 学部長 教授 一般社団法人 えんを紡ぐ会 代表理事 烏野 猛 氏

個人情報の保護について

お申込により知り得た個人情報（氏名、住所、連絡先等）については、個人情報保護法に基づき、研修運営業務（参加者の管理、参加者への連絡、請求書の送付等）以外には使用しません。

問い合わせ先

公益社団法人全国老人福祉施設協議会（担当：浅沼・森田・田中）

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル 7F

TEL：03-5211-7700 FAX：03-5211-7705 E-mail: js.04@roushikyo.or.jp

全国老施協では、介護福祉士養成施設や福祉系高等学校に通う学生の皆さんにアンケートを実施し、その声をもとに、介護の仕事の魅力ややりがい、そして現場のリアルな姿を伝える動画を制作しました。

この動画では、介護現場で働く職員のインタビューや、施設の日常、利用者の皆さまとのふれあいなど、介護現場の温かく真摯な日々を映し出しています。

介護現場で働いている職員の方々には、仲間たちの想いや日々の取り組みに触れ、「自分たちの仕事に誇りを持てる」と感じていただける内容となっており、学生の皆さんには、介護の世界に一步踏み出すきっかけにいただければと願っています。

介護の仕事は、誰かの人生に寄り添い、支える大切な仕事です。ぜひ多くの方にこの動画をご覧いただき、介護現場の人たちの想いに触れていただければ幸いです。

YouTube

You Tube



老施協チャンネル
<https://x.gd/yfPt8>



note

note



公益社団法人
全国老人福祉施設協議会
<https://note.com/roushikyo>



Instagram



(公)全国老人福祉施設協議会
<https://x.gd/7V9BzL>



お問い合わせ
はこちらまで

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>



施設内での閲覧や受賞作品の紹介をはじめとした広報の用途に限り
ご自由に印刷等をしてご活用いただけます



第17回介護作文・フォトコンテスト デジタル作品集 リリース開始！

デジタル作品集はQRコードもしくはこちらから

問い合わせ先

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

事務局 担当：松村

電話：03-5211-7700 メール：js.02@roushikyo.or.jp



人材確保と多様性のある組織づくりのために 経営戦略としての女性活躍推進研修

目的

経営層が女性活躍推進の必要性やメリットを理解し、一步を踏み出すヒントを得ることや、経営戦略として女性の介護職員を採用～定着～育成・登用していくために必要な職場環境づくり・教育体制の進め方を理解すること。

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 主催 | 公益社団法人全国老人福祉施設協議会 |
| 2 | 開催形式 | オンデマンド動画配信 |
| 3 | 申込期間 | 令和7年4月4日～令和7年6月6日 |
| 4 | 配信期間 | 令和7年4月11日～令和7年6月13日 |
| 5 | 受講費 | 無料 |
| 6 | 受講対象 | 高齢者福祉・介護施設の施設長や法人理事長、事務長をはじめとした経営者層 |
| 7 | 申込方法 | 全国老施協ホームページ
(https://www.roushikyo.or.jp/index.html) の「募集・申込」⇒「研修・動画・資料等の申込」にアクセスいただき、お申し込みください。 |

※必ず会員登録のうえご購入ください

8 プログラム

1.基礎知識編（約20分）

- ・介護業界での女性活躍推進の意義と効果を紹介
- ・女性活躍推進法の紹介

2.実践編（約20分）

- ・女性活躍推進のステップをワークを通じて解説

9 問い合わせ

公益社団法人全国老人福祉施設協議会
(担当：松村)

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7F

TEL : 03-5211-7700 FAX : 03-5211-7705

E-mail: js.02@roushikyo.or.jp

固定概念をBreakingDown

まずはその第一歩！

【女性応援プログラムin広島】 動画掲載を開始いたしました!!

※女性管理職ロールモデルの横展開に向け、モデル的に広島県・市に所在する会員施設の非管理職女性職員を対象に行った研修です

介護現場における**女性職員**の方！
是非ともご視聴ください！！

- ◆ 介護現場職員から施設長等のリーダー層までキャリアアップされた方の経験談が聞けます。
- ◆ キャリアアップすることや管理職へのイメージが変わるかもしれません。
- ◆ まずは第一歩として、自分が施設長になったら、どのように業務に取り組みたいか一緒に考えてみませんか？

／研修受講生からの声／



女性だけに限らず上に立つ人は大変なイメージがあるけど、そのイメージが少し変わったような気がします。

女性のキャリアアップについて考えるきっかけになった。環境や働き方を変えるために自分に何ができるか考えてみたいと思う。



💡 下記にて動画を掲載中 💡

詳しくは、下記のURLもしくはQRコードよりご覧ください👉

【研修動画】



【 <https://x.gd/vwHby> 】

【研修動画掲載サイト】



【 <https://x.gd/UbqhW> 】

軽費老人ホーム・ケアハウス 経営改善推進セミナー

〔オンデマンド動画配信〕

【申込URL】 <https://x.gd/WGHBy>



制度の研鑽を積み、各種対応の知見を深め、経営の改善を推進する

- ◆ 地方交付税の制度と仕組みはどのようなになっているのか
- ◆ 今般の事務費改定の内容と事例から、改定に向けて何が重要なのか
- ◆ 義務化への対応として、いつまでに何をしなければならないのか
- ◆ 成年後見制度をどう活用し、ハラスメント対策には何が求められるのか
- ◆ ロボット・ICT導入は何がメリットで、こういったSTEPが必要か



地方交付税制度の理解
【約90分】（約30分×3本）

林 正義 氏（東京大学大学院 経済学研究科・経済学部 教授）



軽費老人ホーム・ケアハウス事務費の適正な改定とその事例
【約40分】

中川 勝喜（全国老施協 軽費・ケアハウス部会 部会長）



軽費・ケアハウスでの義務化等対応について
【約30分】

瀬戸 雅嗣（全国老施協 軽費ケアハウス部会 担当副会長）



成年後見制度とカスタマーハラスメント対策
【約25分】

真下 美由起 氏（ましも法律事務所 弁護士）



軽費老人ホーム・ケアハウスとロボット・ICTの導入
【約35分】

紀伊 信之 氏
（日本総合研究所 高齢社会イノベーショングループ部長）

【申込期間】 ～ 令和7年5月30日（金）

【配信期間】 ～ 令和7年6月27日（金）

【受講対象】 軽費老人ホーム・ケアハウスの理事長、施設長、生活相談員等

【受講費用】 会員施設2,000円 / 非会員施設4,000円

養護老人ホーム経営改善推進セミナー

〔オンデマンド動画配信〕

【申込URL】 <https://x.gd/JvaMh>



制度の仕組みや根拠、改定の実例から交渉の実践につなげ、経営改善の推進を図る

- ☐ 地方交付税の制度と仕組みはどのようなになっているのか
- ☐ 今般の措置費改定の内容と改定の実例から、改定には何が重要なのか
- ☐ 措置制度の活用に向け、法的視点と現場目線からどう考えて行動すべきか



地方交付税の理解

【約90分】（約30分×3本）

林 正義 氏（東京大学大学院 経済学研究科・経済学部 教授）



養護老人ホームの措置費改定に関する地方交付税等の概要

【約40分】

利光 弘文（全国老施協 養護老人ホーム部会 部会長）



養護老人ホーム措置費の適正な単価改定について～いわゆる「地方自治体独自の改定」の実例のわかち～ 【約50分】

平岡 毅（全国老施協 養護老人ホーム部会 副部会長）



措置制度と養護老人ホームをめぐる課題

～その法的根拠から考える～ 【約20分】

高田 清恵 氏（琉球大学 人文社会学部 国際法政学科 教授）



養護老人ホームの空室率の改善のために

－老人福祉法の原点に返って－ 【約50分】

高野 洋一 氏

（社会福祉法人生光会 養護老人ホーム長安寮 施設長）

【申込期間】～令和7年5月30日(金) 【配信期間】～令和7年6月27日(金)

【受講対象】養護老人ホームの理事長、施設長、生活相談員等

【受講費用】会員施設2,000円 / 非会員施設4,000円

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

外国人介護人材 受入れ制度 早わかりガイド 2025

●EPAの概要	1
●在留資格「介護」の概要	2
●技能実習の概要	3
●特定技能の概要	4
●4制度の受入れスケジュールイメージと会員の声	5
●外国人介護人材に関する受入れ状況	6
●技能実習制度と特定技能の比較	7
●育成就労制度の概要	8
●育成就労制度及び特定技能制度イメージ	9
●外国人介護職員に活躍してもらうための支援事例	10
●受入れ時の法律・制度	11
●困ったときの相談・問い合わせ先	11

制度の目的

二国間の経済連携の強化

送り出し国

インドネシア、フィリピン、ベトナム
(EPA協定を締結した国)

在留資格名

特定活動

調整機関

国際厚生事業団 (JICWELS)

在留期間

- 介護福祉士を取得する前は原則4年
 - 介護福祉士を取得した後は制限なしで更新でき、永続的な就労が可能
- ※一定の期間内に資格を取得できない場合は帰国しなければならない
※介護福祉士の資格取得後は在留資格「介護」へ変更可能

入国時の日本語能力

インドネシア N4以上
フィリピン N5以上
ベトナム N3以上

勤務できるサービスの種類

以下、介護保険法に規定されるもののみ掲載
介護保険3施設、認知症グループホーム、特定施設、通所介護、通所リハ、認知症デイ、ショートステイ

※介護福祉士の資格取得後は一定条件を満たした事業の訪問系サービスも可能

夜勤の可否

- 介護福祉士の国家資格取得前：雇用して6か月経過、もしくは日本語能力試験N1またはN2合格であれば可能
- 介護福祉士の国家資格取得後：可能

介護職種での転職の可否

- 介護福祉士の国家資格取得前：原則、不可
- 介護福祉士の国家資格取得後：可能（ただし在留資格変更の許可が必要）

配置基準の算定期間

日本語能力N2以上は就労開始から
N2以外は就労6か月後から（※条件により6か月未満でも可）

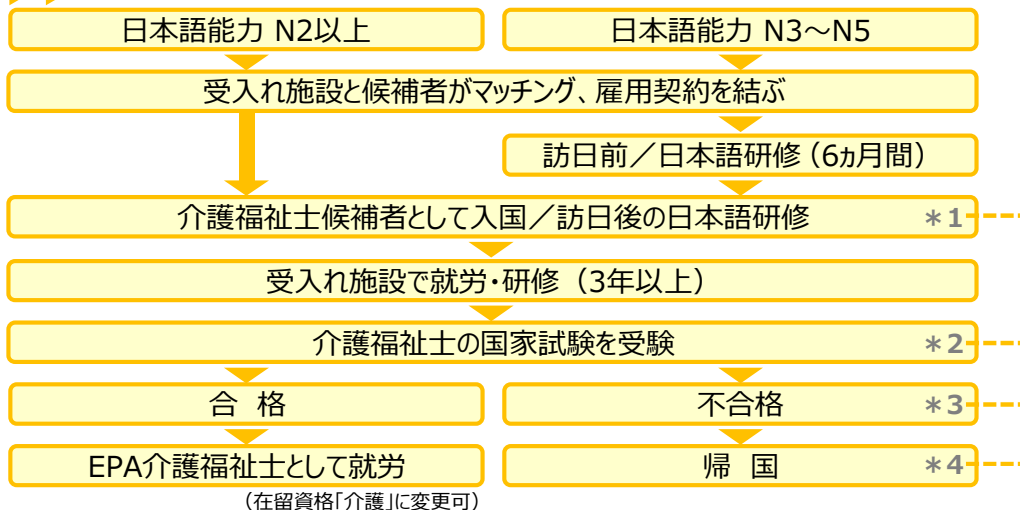
メリット

- 介護・看護の知識や経験を持ち一定要件を満たす外国人が日本語研修を受けた上で入国
- 二国間協定での受入れのため、悪質なブローカーが発生しない

デメリット

- 受入れ施設での学習支援体制を整える必要がある
- 国家資格取得後に帰国する人が多い
- 1年間の受入れ上限数が決まっているためマッチングが難しい

受入れの流れ



どんな人が来るの？

- インドネシア 高等教育機関(3年以上)を卒業＋インドネシア政府による介護士認定またはインドネシアの看護学校(3年以上)の卒業生
- フィリピン 4年制大学を卒業＋フィリピン政府による介護士認定またはフィリピンの看護学校(学士／4年)の卒業生
- ベトナム 3年制または4年制の看護過程の修了者



- *1 【インドネシア・フィリピン】現地で6か月研修してN5またはN4以上で入国し、入国後は6か月の日本語研修を受けてから就労する。
【ベトナム】現地で12か月研修してN3以上で入国し、入国後は2.5か月の研修を受けてから就労する。
- *2 入国から4年目に介護福祉士の国家試験を受験するので、そのための研修や支援体制が必要。
- *3 不合格でも一定点数以上であれば、次の年再受験できるか、もしくは特定技能1号へ移行できる。
- *4 不合格で帰国した場合、在留資格「短期滞在」で再度入国し、国家試験を受けることが可能。

在留資格「介護」

2017.09.01～

日本の介護福祉士養成校を卒業し在留資格「介護」を持つ外国人

制度の目的

専門的・技術的な分野に対する外国人の受入れ

送り出し国

制限なし

在留資格名

- 介護福祉士を取得する前：留学
- 介護福祉士を取得した後：介護

調整機関

なし（介護事業所が独自に採用する）

在留期間

介護福祉士の資格を取得した後は、制限なしで更新でき、永続的な就労が可能

入国時の日本語能力

留学の入国時はN2以上または6ヵ月以上の日本語教育を受けた者（各入学選抜による）

勤務できるサービスの種類

制限なし

夜勤の可否

可能

介護職種での転職の可否

可能

配置基準の算定時期

就労開始から

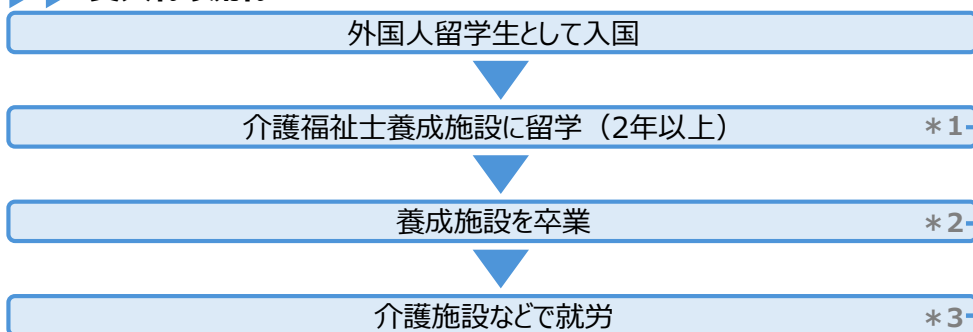
メリット

- 介護福祉士の国家資格を取得した後は長期間の就労が可能
- 養成施設の卒業生は国家試験の合格を問わず介護福祉士資格を有するものとされる

デメリット

- 介護事業所が独自に採用活動を行うので確実性が低い
- 悪質なブローカーによるあっせんのリスクがある

受入の流れ



どんな人が来るの？

- 日本の介護福祉士養成施設において2年以上、知識や技能を習得している者
- 介護福祉士の資格を持っている者
- 介護または介護指導を行う業務に従事する者



- *1 留学生を受け入れる介護福祉士養成校によって入学要件や受入れ状況は異なるが、主に下記の要件が定められている
 - 日本語能力N2以上に合格
 - 日本の日本語学校で6ヵ月以上の教育を受け、入学選抜ではN2相当以上
 - 日本留学試験の日本語科目では200点以上
 - BJTビジネス日本語能力テストでは400点以上
- *2 介護福祉士試験に合格しなくても（不合格or未受験）、介護福祉士の資格を有するものとする経過措置が設けられている
- *3 大学や専門学校などの介護福祉士養成施設に通う留学生が介護福祉士の資格を取得しても日本で介護業務に就けなかったが、2017年9月から就労が可能となった。

技能実習

2017.11.01～

技能実習制度を活用した外国人

制度の目的

国際貢献として、日本から相手国への技術移転

送り出し国

制限なし（技能移転のニーズがある国）
＊2024年10月現在、16か国との間で協力覚書を作成

在留資格名

1年目：技能実習1号
2～3年目：技能実習2号
4～5年目：技能実習3号

調整機関

監理団体型：各監理団体による受入調整
企業単独型：各企業が独自に調整
※監理団体型には「特定監理団体」と「一般監理団体」がある

在留期間

技能実習1号：最長1年
技能実習2号：最長2年
技能実習3号：最長2年 } 合計 最長5年
※介護福祉士の資格取得後は在留資格「介護」へ変更可能

入国時の 日本語能力

入国時はN4
2年目以降、技能実習2号に移行する時はN3程度

勤務できる サービスの種類

訪問系サービス以外

夜勤の可否

条件^(※)付きで可能

※技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。

介護職種での 転職の可否

原則不可

配置基準の 算定期間

日本語能力N2以上は就労開始から
N2以外は就労6か月後から（※条件により6か月未満でも可）

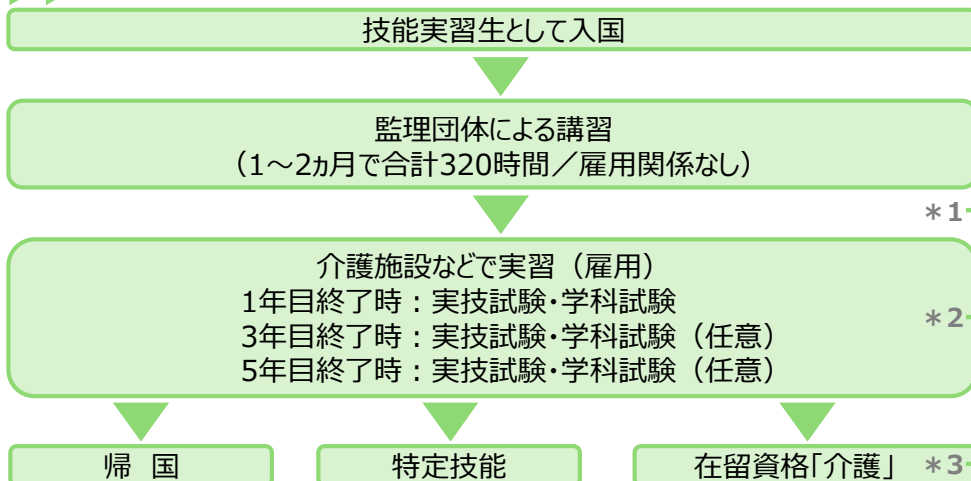
メリット

- 介護福祉士の国家資格取得後は在留資格「介護」に変更し、長期間の就労が可能
- 監理団体による訪問指導・監査があるため相談助言を求めやすい
- 他事業所へ転職されるリスクが低い

デメリット

- 実習終了後は帰国が原則のため、長期の雇用は不可
- 監理団体の選択が難しい
- 悪質なブローカーによるあっせんのリスクがある

受入れの流れ



*1

*2

*3

どんな人が来るの？

- 外国において同種の業務に従事した経験がある者
例：外国の介護施設等で機能訓練や日常生活の補助業務の経験がある。外国の看護師資格を有する。外国政府によって介護士等の認定を受けている等
- 技能実習に従事することを必要とする特別な事情がある者
例：教育機関において同種の分野に関する教育課程を修了している。送り出し国と実習実施者または監理団体との間で技術協力の必要性があると認められた場合等



- *1 入国時は日本語能力N4程度で、1年後にはN3程度に合格する必要があるが、N3に満たない場合は「介護事業所のもとで実習等の適切な習熟のために必要な日本語を継続して学ぶこと」などを条件に3年目までの在留が可能。
- *2 入国1年後の試験に合格すると追加で2年実習できる。3年目は一定の条件を満たした上で試験に合格するとさらに実習を2年延長でき、最長で5年の雇用が可能。
- *3 入国5年目までに介護福祉士を取得すると、在留資格「介護」に変更できる。

特定技能

2019.04.01～

在留資格「特定技能1号」を持つ外国人

制度の目的

介護現場の人手不足をカバーするため、一定の専門性と技術を持つ外国人の受入れ

送り出し国

制限なし
* 2024年10月現在、17か国との間で協力覚書を作成

在留資格名

特定技能1号

調整機関

登録支援機関

在留期間

通算5年
※介護福祉士の資格取得後は在留資格「介護」へ変更可能

入国時の 日本語能力

国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験N4
以上及び介護日本語評価試験に合格

勤務できる サービスの種類

訪問系サービス以外

夜勤の可否

可能

介護職種での 転職の可否

可能

配置基準の 算定期間

就労開始から

メリット

- 日本人の常勤介護職員と同数まで受入れ可能
- 配置基準の算定が就労開始から可能
- 介護福祉士の国家資格取得後は、在留資格「介護」に変更し、長期間の就労が可能

デメリット

- 介護福祉士の国家資格を取得できなければ、5年で帰国しなければならない
- 「同一の業務区分内」の他事業所へ転職されるリスクがある

受入の流れ

日本語能力と介護技術の水準を試験で確認する

*1

受入れ施設と雇用契約を結ぶ

特定技能1号の対象者として入国

介護施設で雇用

*2

帰国

在留資格「介護」

*3

どんな人が来るの？

- 日本語能力と介護技術の試験に合格している者
または
- 3年以上の経験がある技能実習生
- 4年間従事したEPA(介護福祉士国家試験で一定の成績を収めた者)
※特定技能には1号と2号があるが、介護は1号のみ



- *1 入国前の試験により、施設で適切に働くために必要な日本語や技能の水準を確認するので、すぐに一定程度の業務を遂行できる。3年間の経験を積んだ技能実習生、4年間従事し一定の成績を収めたEPA生は、特定技能1号への移行に必要な試験を受けなくてよい。
- *2 受入れ施設は初めて特定技能1号外国人を受け入れた日から4か月以内に「介護分野における特定技能協議会」の構成員になることが必要。
- *3 5年後には帰国となるが、介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更でき、永続的に働くことが可能となる。

◎ 4 制度の受入れスケジュールイメージと会員の声

外国人受入制度	調整機関	意思決定から就業開始までの期間
EPA	国際厚生事業団	17ヵ月～21ヵ月 ※毎年3・4月にある求人申請受付の登録が必要です (例：令和6年4月登録→令和7年8月または12月就労開始)
在留資格「介護」	なし	日本人と同様
技能実習	監理団体	A 機関（監理団体）／ 7～8.5ヵ月程度 B 機関（監理団体）／ 8～10ヵ月程度
特定技能	登録支援機関	C 機関（登録支援機関）／ 2.5～4.5ヵ月程度 D 機関（登録支援機関）／ 5.5～8ヵ月程度 E 機関（登録支援機関）／ 5～6.5ヵ月程度

■ 会員の声

EPA

- 優秀な職員に恵まれたため次回も期待したい。
- 採用までに教育されているので、日本語が堪能で、介護に関しても習得が早い。
- 教育に関して自治体から補助がある。施設受け入れまでの教育スキームもしっかりしている。
- EPA介護福祉士3名は、まじめでとても優秀であり、他の職員にも良い影響を与えている。
- 在籍しているEPA職員より、身内や友人を入職させて欲しいとの要望がある。

技能実習

- 最長で5年間は働いてもらえ、転職もされない。
- EPAと違い、技能実習の事務手続等は監理団体に担ってもらえる。
- 他の在留資格の競争率が高いため、安定的な人材確保を考慮し採用。
- 経費を掛けても3年で帰国する。特定技能や留学生の雇用も考えたい。
- EPAで採用できない数を補填するため採用。
- 指導員が十分に指導できる人数を採用。
- 日本人と同様のルールで夜勤ができるとなると良い。

在留資格「介護」

- 朝夕の時間帯にアルバイトとして助かっている。
- 留学生を長期休暇のみ雇用。熱意があり、また日本語能力が比較的高いのでコミュニケーションが取りやすかった。
- 将来、介護福祉士を取得したら、正社員で迎えることを考慮し採用。
- 現状、留学生の場合、卒業と同時に介護福祉士を取得できるため。EPAとは違い、法人での教育の必要がないこともメリット。

特定技能

- 直接雇用が可能である。
- EPAと特定技能制度を組み合わせたい。
- 技能実習としての期間終了後、特定技能への変更を希望している方がいる。
- 特定技能で受け入れるにあたり、出入国管理局に提出する書類があまりに膨大であり、作成にかかる労力過多で今後については検討中。
- インターンシップ受入れ予定なので、インターンシップ⇒特定技能へ変更予定。

◎外国人介護人材に関する受入れ状況

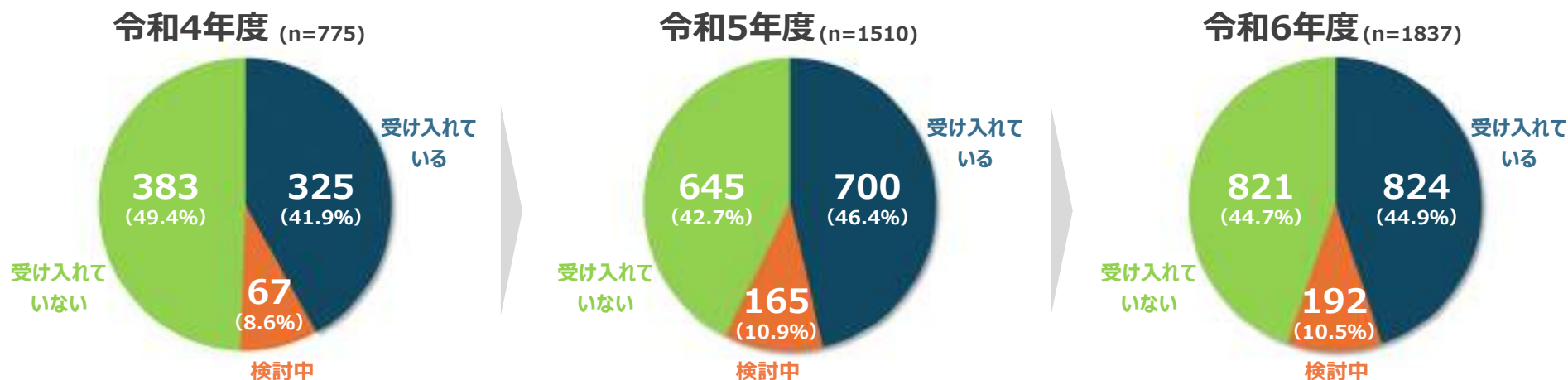
本会で実施した令和6年度外国人介護人材に関するアンケート調査は、調査対象の7,726施設に対し、外国人介護人材の受入れ状況、今後の採用意向、育成と定着に向けた工夫と課題等について調べたものです。調査の結果、受入れ施設・事業所では「受け入れている」及び「検討中」と回答した割合を合わせると約55%以上が外国人介護人材の受入れに積極的であることがわかりました。一方、44.7%の施設・事業所がまだ外国人介護人材を受け入れていません。特定技能の外国人介護人材を受け入れている施設は、1施設あたり平均4人以上を採用しており、介護職員の採用において外国人受入制度は不可欠なものとなっています。

外国人介護人材の受入れ状況

■調査対象地区：全国

■調査方法：Webアンケート

■調査時期：令和6年12月まで



外国人介護人材を受入れている施設の制度利用状況

「受入れている」と回答した824施設(複数回答)

外国人受入制度	施設数	制度毎の採用人数	平均採用人数/施設あたり
特定活動 (EPA)	104	463	4.5
在留資格「介護」	279	812	2.9
技能実習	343	1,187	3.5
特定技能	534	2,146	4.0
永住者、定住者、日本人の配偶者など	235	512	2.2

◎ 技能実習制度と特定技能の比較



**2027年より技能実習制度は
育成就労制度に移行します**

技能実習制度

特定技能

関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	技能実習1号・技能実習2号・技能実習3号	特定技能1号・特定技能2号
在留期間	最長5年 (1号：1年以内、2号：2年以内、3号：2年以内)	通算5年
外国人の 技能水準	なし（基礎的な技能から中級の技能まで）	特定産業分野における相当程度の知識または経験
入国時の試験	なし ※介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦または認定を受けた機関	なし
監理団体	非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の管理事業を行う。主務大臣による許可制	なし
支援機関	なし	登録支援機関 (出入国在留管理庁長官による登録制)
外国人と受入れ 施設のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ施設が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ施設の 人数枠	常勤職員の総数に応じた受入れ人数上限あり	人数枠なし(介護分野と建設分野は除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて講習を受け及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号・3号)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動。
転籍・転職	原則不可。ただし実習実施者の倒産等やむをえない場合や 2号から3号への移行時は転籍可能。	同一の業務区分内または試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

◎ 育成就労制度の概要



**2027年より技能実習制度は
育成就労制度に移行します**

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が交付されました。それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます。（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）

育成就労制度の目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

※特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込み数を設定し、これを受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする

（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）

監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の取組

・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や**送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入**など、送出しの適正性を確保する。

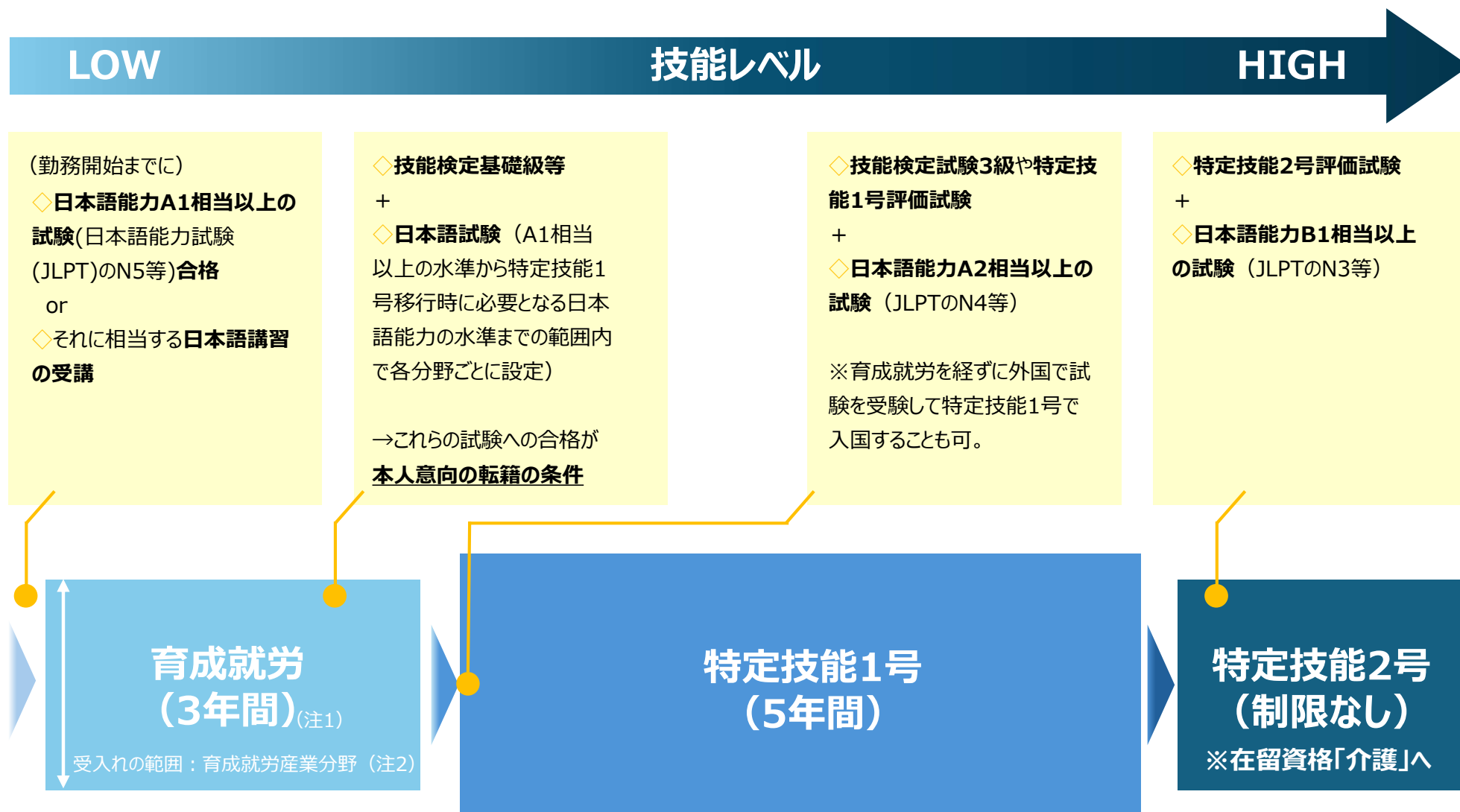
・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。

・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入れ環境整備を促進する。

◎ 育成就労制度及び特定技能制度イメージ



2027年より技能実習制度は
育成就労制度に移行します



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

◎ 外国人介護職員に活躍してもらうための支援事例

■ 仕事／学習

入職時の留意点

- 👍 入職までの経緯を把握する
- 👍 契約内容・処遇の話し合いは丁寧に
- 👍 緊急時の連絡体制を整備
- ⚠️ 雇用条件等は早めに提示

職場での指導

- 👍 OJTで教育
- 👍 外部研修を取り入れる
- 👍 日本語指導は専門家に依頼
- ⚠️ 日本語学習はクラス分けを
- ⚠️ 早めの勤務調整確認を促す

■ 暮らし

住まいの準備

- 👍 共同生活で不安解消
- ⚠️ 「ワンルーム」でプライバシーを確保

その他の周辺サポート

- 👍 Wi-Fi環境は必須
- 👍 クラブ活動でストレス解消
- 👍 移動中の安全を担保
- ⚠️ SNSの利用法に注意喚起を
- ⚠️ 不正な海外送金防止に努める
- ⚠️ コロナ禍などではより細やかな“寄り添い”が必要
- ⚠️ 信仰への配慮は不可欠

■ コミュニケーション

ことばの上達・相互理解のために

- 👍 「異国人同士」は相乗効果が
- 👍 バランス感覚を持ちつつ不満解消に努める
- ⚠️ 同国出身＝1ユニットには問題が
- ⚠️ 日本語能力を過信しない
- ⚠️ 方言や丁寧語への対策を

日本の社会・習慣への理解に向けて

- 👍 授業の中に「社会学習」を
- 👍 町内会で親睦を図る
- ⚠️ お金の話は明確に

試験対策

- 👍 個々に向き合うことでJLPT合格率UP
- 👍 介護福祉士国家試験
- ⚠️ 国家試験対策のサポート強化を



事例に学ぶ外国人介護人材育成のポイント
(全国老人福祉施設協議会作成)

<https://x.gd/x4PMN>



受入れ時の法律・制度

在留資格を確認しましょう（出入国管理及び難民認定法：入管法）

在留資格のない外国人を働かせたり、資格外の労働をさせると3年以上の懲役または300万円以下の罰金を科されます（不法就労助長罪）。
「在留カード」で必ず就労制限の有無を確認しましょう。

■入管法：https://www.moj.go.jp/isa/policies/bill/nyukan_hourei_index.html



入管法

雇用状況をハローワークに届けましょう（雇用対策法）

事業主は外国人労働者を雇うとき、離職したとき、氏名や在留資格などをハローワークに届け出ることが義務付けられています。
届け出なかったり虚偽の届け出をすると30万円の罰金が科せられます。

■雇用対策：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html



雇用対策法

保険に加入しましょう

社会保険（厚生年金保険、健康保険、介護保険）、労働保険（雇用保険、労災保険）は、外国人労働者も対象なので加入が必須です。

■社会保険：<https://www.nenkin.go.jp/service/riyoushabetsu/jigyonushi/index.html>

■労働保険：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/980916_1.html



社会保険

適正な労働条件を明示しましょう（労働基準法：労基法）

使用者は労働者の国籍を理由とした労働条件の差別的取扱を禁止しています（労基法3条）。

また労働条件は労働者に明示しなければならないため（労基法15条）、母国語の書類を用意することが望ましいです。



労働保険

困ったときの相談・問い合わせ先

EPA

『公益社団法人 国際厚生事業団（JICWELS）』 受入支援部

<https://jicwels.or.jp/fcw/>

TEL：03-6206-1138（あっせん室）、0120-115-311（EPA相談窓口）

在留資格 「介護」

『公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会』

介護福祉士を目指す留学生のための相談支援センター

<https://kaigo-ryugaku-support.kaiyokyo.net/>

TEL：0120-07-8505（平日10:00～13:00, 14:00～18:00）

技能実習

『外国人技能実習機構（OTIT）』 コールセンター

<https://www.otit.go.jp/>

TEL：03-3453-8000（平日10:00～17:00）

特定技能

直接の相談窓口はありません。事業所に代わって外国人介護人材の入国等をサポートする「登録支援機関」にお問い合わせください。法務省のサイトに登録支援機関の登録簿が掲載されています。



https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00205.html

「外国人介護人材受入れ制度」早わかりガイド2025

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階

発行 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会・介護人材対策委員会・外国人介護人材対策部会

<TEL>03-5211-7700 <FAX>03-5211-7705 <URL><https://www.roushikyo.or.jp/>

※本資料の無断での複写・複製を禁じます

法律相談窓口（J S リーガルサポート）の開設日のお知らせ

公益社団法人全国老人福祉施設協議会では、会員便益向上の観点から、弁護士による法律相談窓口（J S リーガルサポート）を設置しております。相談窓口の開設日時や具体的な運用については以下のとおりですので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

（J S リーガルサポートの利用）

- ・ J S リーガルサポートを利用される場合には、以下の電話番号にお問い合わせください。

J S リーガルサポートの電話番号：

0 3 - 5 2 1 5 - 7 7 2 5

（4月・5月の開設日時）

下記日程での開設となります。

令和7年4月	2日（水）14：00～17：00 ， 9日（水）14：00～17：00 16日（水）14：00～17：00 ， 23日（水）14：00～17：00 30日（水）14：00～17：00
令和7年5月	7日（水）14：00～17：00 ， 14日（水）14：00～17：00 20日（火）14：00～17：00 ， 27日（火）10：00～13：00

※ 担当弁護士は、宮澤潤法律事務所 長野 佑紀氏

（留意事項）

- ・ J S リーガルサポートの開設日時については変更となる場合があります。その場合は、JSweekly 等により事前に周知いたします。
- ・ 相談内容については、例えば、介護事故に伴う損害賠償等の内容が考えられます。会員と直接関係が認められない相談内容はお受付いたしません。また、介護報酬の解釈・基準等に関する問い合わせについては、J S リーガルサポートではなく JSWEB110 をご活用ください（下記参照）。

全国老施協 HP ⇒ マイページ ⇒ JSWEB110

- ・ J S リーガルサポートの対象として無料法律相談が可能になるのは、1つの案件につき初回の法律相談に限られ、同一案件に関する2回目以降の法律相談についてはJ S リーガルサポートの対象には含まれません。したがって、2回目以降の法律相談等を希望される場合には、各会員と弁護士との間での別途個別契約により御対応ください。
- ・ 同様に、同一拠点に複数の施設・事業所（以下、「施設等」という。）を有する法人に関しては、当該拠点内の1施設等が既に初回の法律相談を利用されている場合には、同一案件については、他の施設等は会員番号が異なる場合であってもJ S リーガルサポートを利用できませんので、法律相談等を希望される場合には、各会員と弁護士との間での別途個別契約により御対応ください。

高齢者のための大阪・関西万博「Q」 & 「A」

ぜんぶのいのちと、ワクワクする未来へ。

OSAKA, KANSAI, JAPAN
EXPO 2025

開催期間
2025年4月13日(日) - 10月13日(月)
開催場所
大阪・夢洲



高齢者のための大阪・関西万博「Q」&「A」

Q 1) 万博は、いつ、どこで開催されますか。

- A) 令和7（2025）年4月13日（日）～10月13日（月）までの半年間、大阪市にある人工島「夢洲」（ゆめしま）で開催されます。

Q 2) 会場まではどのように行けばいいのですか。

- A) 新幹線の「新大阪駅」から会場までの直通バスが出ています。JR桜島線（ゆめ咲線）の「桜島駅」からも会場行きのシャトルバスが出ています。地下鉄では、最寄り的大阪メトロ中央線「夢洲駅」目の前に入場口（東ゲート）があります。いずれの方法でも、「新大阪駅」から30～35分ほどで会場に到着します。

Q 3) いつ行くのがおすすめですか。

- A) 4月や5月の「平日」がおすすめです。

万博は会期後半に混雑することが常ですので、気候も良い4月や5月の会期前半、なかでも「平日」に行けば、快適に多くのパビリオンやイベントを観覧することができます。

Q 4) スマホを使えないのでチケットが買えません、どうしたらいいでしょうか。

- A) スマホでなくても入場チケットを購入できます。お近くのコンビニエンスストアの端末機や旅行代理店の窓口で、紙のチケット引換券を購入できます。来場当日、この引換券を会場入場口前の案内所でチケットに引き換えて入場してください。

また、旅行代理店では、チケットと宿泊や鉄道・飛行機などの予約がセットになった様々なパック商品も用意されていますので、お近くの旅行代理店にご相談ください。

なお、万博開幕後は、来場予約の枠に空きがある場合には、入場口前の案内所でも当日券が販売される予定です。

Q 5) 荷物の持ち込みは可能でしょうか。

- A) 身の回り品は持ち込むことができますが、スーツケースやキャリーケース、物品を運ぶようなカートなどの大型荷物は持ち込むことができません。

大型荷物をお持ちの方は、事前に宿泊するホテルや駅・空港のロッカー、弁天町駅や桜島駅に設置される大型荷物預かり所などにお預けください。

なお、移動上必要なキャスター付きの歩行補助器具（シルバーカー等）は持ち込むことができます。

Q 6) お弁当や飲み物は持ち込めますか。

- A) お弁当など食品全般の持ち込みは可能です。飲み物はマイボトルや水筒を推奨していますが、ペットボトルも持ち込み可能です。瓶、缶類の飲料や酒類（容器を問わず）は持ち込むことができません。

Q 7) 会場内はどのくらい歩くのでしょうか。適した服装も教えてください。

- A) 万博会場は、東京ディズニーランドとディズニーシーを足した広さより大きく、中心部の「大屋根リング」は一周2キロあります。敷地は広大ですが、パビリオンはリング内やその周囲に密集していますので、行先を絞れば場内を隈なく歩き回らなくても楽しむことができます。会場を一周ぐるっと回れるバスがあるほか、電動モビリティ（電動車イス）の貸出も行っています。

また、会場全体がバリアフリー化されており、大屋根リングへはエレベーターで昇降、建物へはスロープから車イスのまま入場することができます。会場入場口付近では、車イスや歩行補助器具、杖などの無料レンタルも行っています。

服装は移動のことを考え、歩きやすい恰好がおすすめです。また、会場は臨海部にあり、風が強く吹く場合があります。夕方以降は冷え込むこともありますので、羽織ものなどを準備すると安心です。

Q 8) 会場内には休憩や飲食する場所がありますか。

- A) 会場内には、飲食可能な休憩所を複数用意しています。また、レストランを併設する海外パビリオンのほか、大阪グルメ等のフードコート、国内企業が経営する飲食店舗も多数出店しています。

Q 9) パビリオンやイベントを観るには事前の予約が必要ですか。

- A) 事前の予約がなくても楽しめます。特定のパビリオンやイベントを確実に観覧したい方には、事前の予約をおすすめしますが、事前予約が必須なのは一部の人気イベントのみで、多くのパビリオン・イベントには当日枠があります。

また、予約なしで自由に入れるパビリオンやイベントも多数あります。

【予約なしで観覧できる施設・イベントの例】

大屋根リング、海外パビリオン（歩きながら見ていく「回遊タイプ」の展示をしている国、複数の国が共同で入っている共同館等）、毎日没後に行われるドローンショー、小さなステージで行われるイベント。

Q10) 会場内で現金は使えますか。

- A) 会場内では支払いに現金は使えませんが、スイカやパスモなどのプリペイドカードやクレジットカードが使えます。

また、プリペイドカードを持っていない場合も、会場内で現金で購入することができ、場内に60台以上設置される機械でチャージして使うことができます。

お近くの旅行代理店での相談・チケット購入もおすすです。※2024年12月23日更新

●日本国内販売事業者（団体の取扱いあり）

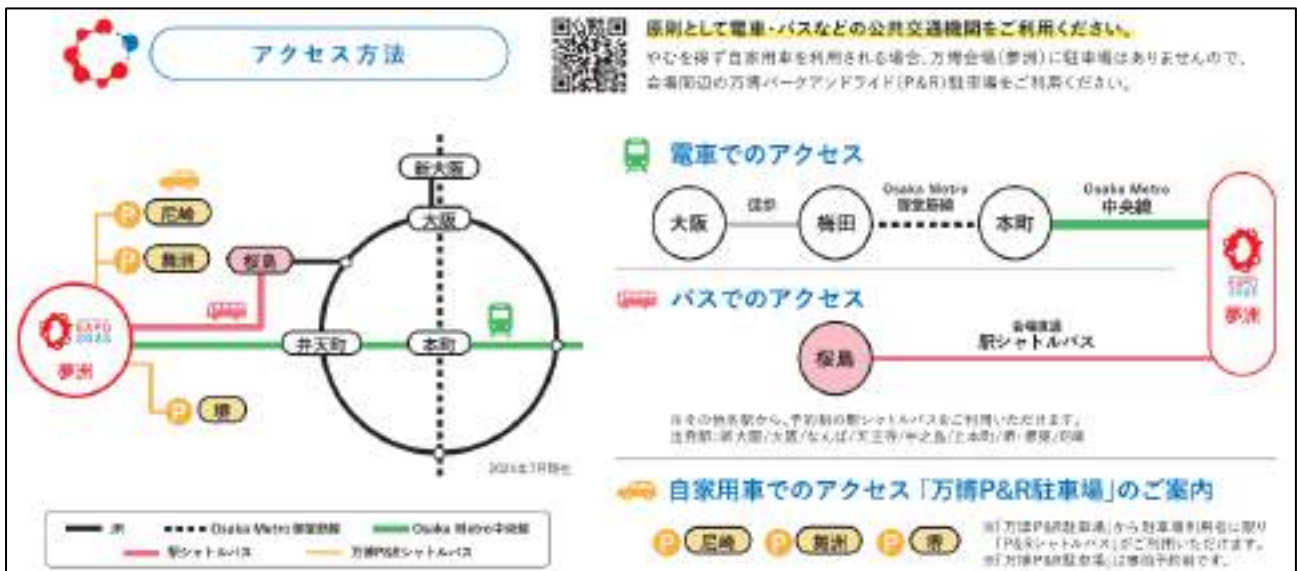
(株)エイチ・アイ・エス／クラブツーリズム(株)／(株)JTB／T-LIFE ホールディングス(株)／東武トップツアーズ(株)／(株)トラベル・フォーティワン／(株)日本旅行／ユニオン(株)／(株)阪急交通社／(株)読売旅行／名鉄観光サービス(株)／名鉄観光バス(株)／新潟交通(株)／奈良交通(株)／(株)ジェイアール東海ツアーズ／(株)あくと／(株)スリージェイトラベル／遠州鉄道(株)／(株)東北北海道トラベル／富士急トラベル(株)／京王観光(株)／濃飛乗合自動車(株)／神姫観光(株)／西鉄旅行(株)／ニューワールドツーリスト中国観光(株)／(株)平和堂／近畿日本鉄道(株)／(株)農協観光／(株)トヨタツーリストインターナショナル／(株)ホワイト・ベアーファミリー／(株)ジャンボツアーズ／(株)山陽新聞事業社／(株)南海国際旅行／(株)豊田交通社／(株)南都観光社／(株)商船三井さんふらわあ／(株)金沢アドベンチャーズ／福鉄商事(株)／日ノ丸自動車(株)（日ノ丸観光トラベル）／(株)ヴィーナストラベル／東武観光(株)／四国旅客鉄道(株)／(株)一畑トラベルサービス／三重交通(株)

●日本国内販売事業者（団体の取り扱いなし）

ぴあ(株)／(株)ローソンエンタテインメント／楽天チケット(株)／(株)コンベンションリンケージ／大阪高速電気軌道(株)／(株)ロイヤルホテル／高松エクスプレス(株)／大阪ヒルトン(株)／京阪ホールディングス(株)

●チケット取り扱いコンビニエンスストア

セブン-イレブン／ファミリーマート／ローソン・ミニストップ
店内に設置されている端末機から購入することができます。



●詳しくは以下にお問い合わせください

(公社) 2025年日本国際博覧会協会 大阪・関西万博 総合コンタクトセンター

・電話でのお問い合わせ

電話番号：0570-200-066（有料）

受付時間：月曜日から金曜日 9:00 から 17:00

・メールでのお問い合わせ <https://www.expo2025.or.jp/inquiry/form/>